

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第2区分

【発行日】平成24年10月18日(2012.10.18)

【公表番号】特表2012-510373(P2012-510373A)

【公表日】平成24年5月10日(2012.5.10)

【年通号数】公開・登録公報2012-018

【出願番号】特願2011-538888(P2011-538888)

【国際特許分類】

B 22 D 11/10 (2006.01)

【F I】

B 22 D 11/10 3 1 0 F

B 22 D 11/10 3 1 0 G

【手続補正書】

【提出日】平成24年8月31日(2012.8.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

本体(11)及び尾部(12)を具備するT字型タンディッシュ(10)内で使用するためのインパクトパッド(20)であって、

T字型タンディッシュ(10)が、溶融した金属との連続的な接触に耐えることのできる耐熱性成分から形成され、

インパクトパッド(20)が、インパクト表面を有する基部(21)と基部から上向きに延びる外側壁(22)とを具備し、

基部(21)及び外側壁(22)が、溶融した金属の流れを受容するための上方開口部(24)を有する内部空間を画定し、

内部空間が、分離壁(26)によって2つの区域(25a, 25b)に分けられ、

内部空間には、溶融した金属の流れのための少なくとも1つの通路(27)が設けられる、

インパクトパッドにおいて、

分離壁(26)が、

外側壁(22)よりも少なくとも3倍高く、かつ、

鉛直方向に対して傾けられている、

インパクトパッド。

【請求項2】

分離壁(26)が、分離壁(28)の上側半分の位置に配置された厚化した部分(28)を具備する、

請求項1に記載のインパクトパッド(20)。

【請求項3】

分離壁(26)には、外側壁(22)の対応する部分と係合するようにされた少なくとも1つのスロットが設けられる、

請求項1又は2に記載のインパクトパッド(20)。

【請求項4】

外側壁(22)には、少なくとも分離壁(26)の対応する部分を受容するようにされた少なくとも1つのスロットが設けられた、

請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載のインパクトパッド (2 0)。

【請求項 5】

基部 (2 1)、外側壁 (2 2) 及び分離壁 (2 6) が一体である、

請求項 1 又は 2 に記載のインパクトパッド (2 0)。

【請求項 6】

インパクト表面を有する基部 (2 1) と基部から上向きに延びる外側壁 (2 2) とを具備するインパクトパッドの構成要素であって、

基部及び外側壁が、溶融した金属の流れを受容するための上方開口部 (2 4) を有する内部空間を画定する、

インパクトパッドの構成要素において、

外側壁 (2 2) には、少なくとも分離壁 (2 6) の対応する部分を受容すると共に鉛直方向に対する傾斜を分離壁に与えるようにされた少なくとも 1 つの傾けられたスロットが設けられた、

インパクトパッドの構成要素。

【請求項 7】

請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載のインパクトパッド (2 0) を有する本体 (1 1) 及び尾部 (1 2) を具備する T 字形タンディッシュ (1 0) の組立体において、

インパクトパッド (2 0) が、少なくともタンディッシュ内における溶融した金属の高さ位置に対応する高さまで上向きに延びる分離壁 (2 6) を具備し、

分離壁 (2 6) が、タンディッシュ (1 0) を分離壁 (2 6) の通路 (2 7) を介して主に連通する尾部 (1 2) 及び本体 (1 1) に分ける、

組立体。

【請求項 8】

分離壁 (2 6) が、タンディッシュの本体 (1 1) と尾部 (1 2) との間の連結区域におけるタンディッシュ (1 0) の尾部 (1 2) の幅に対応する幅を有する、

請求項 7 に記載の組立体。

【請求項 9】

分離壁 (2 6) が、タンディッシュの本体 (1 1) におけるタンディッシュの壁の傾斜に対応する角度だけ傾けられている、

請求項 7 又は 8 に記載の組立体。